

Q68

介護保険施設に急性期型の病院から患者を紹介する際に、MRSAの保菌があると入所を拒まれる場合があります。介護保険施設入所に際してMRSAを除菌する意義や必要性はあるのでしょうか？

A

介護保険施設へ入所する際に、MRSAの保菌検査および除菌は必要ありません。

入所前にMRSAを保菌あるいは排菌していることが分かっている場合は、事前にその旨を伝えておくことが望ましいといえます。一方、施設側はMRSA保菌検査の有無、MRSAの保菌を理由に入所を拒否してはなりません。なぜなら、MRSAを保菌している入所者の管理は特別なものは必要なく、Q65の回答のような対応をすれば問題ないからです。

MRSA保菌検査は鼻腔で行われることが多いようですが、1回の検査のみでは持続陽性かどうかの判定は困難です。菌量が少ない場合や検体採取方法が不適切なときは検出できないこともあります。また、鼻腔以外の部位にMRSAを保菌している可能性は否定できません。他方、全ての入所者に詳細な保菌検査を行い得ない現状では、保菌者とみなされていない入所者のなかにも少数ながら保菌者が存在しているものと思われ、保菌が明らかになった入所者のみを特別に対応するということの意義を見出すことはできません。

入所時に一律に保菌検査を実施することは、医学的な根拠に加え、医療経済的な側面、すなわち費用対効果から考えて、わが国でも欧米においても勧められていません。

日本感染症学会や厚生労働省からも、MRSAのみならず他の感染症に対しても適切な対応の必要性が求められています。MRSAを始め感染症の有無による入所拒否は、人権侵害に係る問題であり、行政からも強い指導がなされなければなりません。一方、適切な対応に消極的な施設は、一般的な感染予防対策ができない施設としての評価を免れることはできないことを認識すべきでしょう。

文献

- 1) 厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課監修：特別養護老人ホーム等における感染症対策の手引。全国社会福祉協議会，1994
- 2) Global Consensus Conference：Final recommendations：Global consensus conference on infection control issues related to antimicrobial resistance. Am J Infection Control 1999; 27: 503-513

(鈴木幹三)